

障がい福祉サービス等情報公表制度とは

● 障がい福祉サービス等情報公表制度とは

障がい福祉サービス等情報公表制度は、平成30年4月から始まり、障がい福祉サービス等を提供する事業者の数が大幅に増加する中で、サービスを利用する障がい者・障がい児等が、個々のニーズに応じて良質なサービスを選択することができるように、事業者が提供する障がい福祉サービスの内容等を公表することにより、質の高いサービスの提供を促進するもので、都道府県等がインターネット等により公表するしくみです。

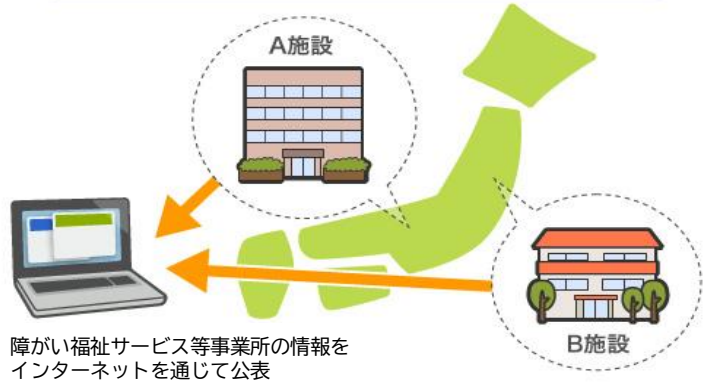
また、**事業者には、大阪市に障がい福祉サービス等情報を報告する法的な義務**が課せられています。
(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第76条の3、児童福祉法 第33条の18)



障がい福祉サービス等情報公表制度の詳細については、下記の大阪市ホームページをご確認ください。

大阪市ホームページURL
(障がい福祉サービス等情報公表制度)
<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/000602376.html>

障がい福祉サービス等情報公表制度のしくみ



● 報告から公表までの流れ

大阪市所在の施設・事業所の情報は、大阪市が公表しています。

公表までのフロー図



- ① 各事業者は直近の事業所情報を大阪市に報告
- ② 大阪市は内容を審査・承認
- ③ WAM NET に 施設・事業所情報が掲載



事業所情報の報告に関して詳しくは、**裏面**をご参照ください

● 公表される事業所情報の内容

■ 基本情報

事業所等の所在地
従業員数
営業時間
事業所の事業内容 等

■ 運営情報

障がい福祉サービス等に関する具体的な取組の状況
関係機関との連携
苦情対応の状況
安全管理等の取組状況 等



障害福祉サービス等提供事業者は、情報公表システムの登録内容を定期的（年1回）に更新し、**大阪市に報告する法的な義務**が課せられています。

*令和5年度の更新・報告が終わっていない事業者は、早急にお手続きください。

障がい福祉サービス等情報の報告手順について

手順 1

○ 大阪市担当者が、情報公表システムに法人の基本情報等を入力します。

手順 2

○ 情報公表システムより、ログイン ID・パスワードがメールにて通知されます。



事業者 ID等を用いて情報公表システムにログインし、事業所詳細情報を入力してください。

手順 3

事業者 入力内容を確認後、大阪市へ報告します。
情報公表システムより申請いただくことで大阪市に報告することができます

※ 障害福祉サービス等情報に変更が生じた都度、報告する必要があります。

○ 大阪市担当者が、申請内容を確認し、以下の手続きを行います。

- ・ 内容に不足等があれば、差し戻します。（**事業者** 修正の上、再度報告します。）
- ・ 内容に特段問題がなければ、承認します。

○ 大阪市による承認後、報告内容が WAM NET に公表されます。

WAM NETにおいて、本システムに関するお知らせや操作説明書（マニュアル）等の資料を掲載していますので、是非ご活用ください。

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo/>



WAM NET（情報公表システム）で情報登録、公表を行うことで、福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の取得要件である情報公表（いわゆる「見える化」）に対応したものとして扱われます。

令和4年4月1日より、令和3年度障がい福祉サービス等報酬改定において 新設・見直しされた加算等の情報公表が可能となりました。情報公表ができる 加算の種類やシステムへの入力 などに関して詳しくは下記にてご確認ください。



https://www.wam.go.jp/content/files/pcpub/top/shofukupubsys/info/sfk_kasan202205.pdf

障がい福祉サービス等情報公表制度・システムに関しては、大阪市ホームページにも掲載しています！

お問い合わせ先：大阪市福祉局障がい者施策部運営指導課

電話番号：06-6241-6527 音声ガイダンスのあと「4」をプッシュ

e-mail：

障がい福祉サービス等情報公表システムの活用 ～WAM NETでできること～

詳細情報の入力をお願いします

障がい福祉サービス等情報公表システム（WAM NET）は、全国の障がい福祉サービス事業所のサービス内容などの詳細情報を、インターネットで自由に検索・閲覧できるシステムです。

その他にも次のような活用事例がありますので、障がい福祉サービスを提供する事業者の皆様も全ての項目を入力することで、本システムを積極的にご活用いただきますようお願いいたします。



報酬算定や加算の取得要件である『公表』 （いわゆる「見える化」）に対応したものとして扱われます



- ・「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」における、職場環境等要件の取組状況の公表（見える化）
- ・就労継続支援A型における、運営状況の評価（スコア）公表
- ・「ピアサポート体制加算」における、「障がい者ピアサポート研修」修了者の配置状況の公表
- ・「要医療児者支援体制加算」における、「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」修了者の配置状況の公表 など

医療的ケアに対応可能な事業所等を公表しています

医療的ケア児等の家族や支援者の方々が、対応可能な事業所等の情報を容易に取得・利用できるよう、WAM NETで掲載している情報から「医療的ケアに対応可能な事業所」を抽出・リスト化して、本市ホームページに掲載しています。



大阪市HP : <https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000567067.html>



災害時の被災状況報告に活用します

令和5年度中(予定)※に、WAM NETを通じて本市に報告された情報を活用して、障がい者支援施設等災害時情報共有システムの運用を開始します。

障がい者支援施設等災害時情報共有システムは、災害が発生した際の施設・事業所の被災状況を本市に報告していただくものです。詳しくは下記にてご確認ください。

※運用開始時期等については、改めてお知らせいたします。

▶ 報告対象：入所系、居住系、通所系の施設・事業所



https://www.wam.go.jp/content/files/pcpub/top/saigai/info/sfksaigaisys_000.pdf